

神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例運用方針

平成 23 年 3 月 31 日 決裁

改正 令和 7 年 2 月 19 日

第 2 条（退職手当の支給） 関係

1 神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和 40 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する者が、同項の「職員について定められている勤務時間以上勤務した日」が 1 月において 18 日（1 月間の日数（組合市町村の休日を定める条例に掲げる休日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）に満たないことが客観的に明らかとなった場合には、明らかとなった日の前月の末日をもって退職したものとみなして退職手当を支給する。

2 条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされた者が、同項の「勤務日数」が 1 月において同項の「職員みなし日数」に満たないこととなった場合において、任用関係が事実上継続していると認められ、かつ、引き続き職員について定められている勤務時間以上勤務することを要することとされているとき、任命権者の承認が得られた場合には、当該任用期間中の 1 月に限り、前項の規定にかかわらずその者は引き続き同項の規定により職員とみなされるものとする。

なお、「職員みなし日数」に満たない月が 2 月以上連続した場合には、その連続した月の最初の月の前月の末日をもって退職したものとして取り扱うものとする。

3 条例第 2 条第 2 項の「勤務日数」には、次に掲げる日を含むものとする。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の規定による休職、同法第 29 条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第 2 条第 1 項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により勤務を要しないこととされた日（当該事由がなければ勤務を要するものとされる日に限る。）

(2) 地方公務員育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業その他これに準ずる事由により勤務しない時間を勤務したものとみなした場合に、職員について定められている勤務時間以上勤務した日

(3) 市町村等（条例第 1 条に規定する市町村等をいう。以下同じ。）の定める条例の規定により休暇（無給の休暇を含む。以下同じ。）を与えられた日

(4) 前 3 号に掲げる日に準ずる日

第 2 条の 2（遺族の範囲及び順位） 関係

1 条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する「遺族」について、同項第 1 号に該当する者がいない場合においては、主に次に掲げる事項を勘案して、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号の「職員の死亡当時主としてその生計を維持していた」者を判断するものとする

る。

(1) 扶養手当（市町村等の職員の給与に関する条例その他の給与に関する規程（以下「給与条例等」という。）の規定により支給される扶養手当をいう。）支給上の扶養親族となっているかどうか。

(2) 神奈川県市町村職員共済組合等の認定上被扶養者となっているかどうか。

(3) 税法上扶養控除の対象となっているかどうか。

(4) 住民票上同一の居住となっているかどうか。

2 条例第2条の2第1項第3号に規定する「親族」の範囲は、民法（明治29年法律第89号）第4編第1章の定めるところによる。

3 職員の死亡当時において条例第2条の2第1項に規定する「遺族」がいない場合には、条例の規定による退職手当を支給することができない。

第2条の3（退職手当の支払）関係

条例第2条の3ただし書に規定する「特別の事情がある場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

(1) 職員が死亡により退職した場合や退職手当審査会に諮問した場合等であって、退職手当の支給手続に相当な時間を要するとき。

(2) 基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる在職期間が含まれると考えられる場合等であって、その確認に相当な時間を要するとき。

(3) 退職した者の傷病が条例第3条第2項に規定する傷病に該当するかどうかの確認に相当な時間を要するとき。

(4) 条例第6条の規定による認定に相当な時間を要するとき。

(5) 天災その他やむを得ない事由により、退職手当の支給手続を行うことが困難であるとき。

第3条（自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）関係

1 条例第3条第1項に規定する退職の日におけるその者の給料の月額及び第4条第1項に規定する退職日給料月額には、次に掲げる額を含むものとする。

(1) 給料の調整額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次号において「給与法」という。）第10条の俸給の調整額に相当するもので、給与条例等の規定により支給されるものをいう。）

(2) 管理監督職勤務上限年齢調整額（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定により俸給として支給される額に相当するもので、給与条例等の規定により給料として支給されるものをいう。）

(3) 前各号に規定する調整額は、一般負担金の算定に含めないこととする。

2 条例第3条第2項の規定は、次に掲げる者に対しては適用しない。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した

者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

- (2) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前号又は第5号に該当する者を除き、次のいずれかに該当する者を含む。）

ア 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

イ 令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来前に退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

- (3) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者（第1号に該当する者を除く。）
(4) 11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前各号に該当する者を除き、第2号ア又はイに該当する者を含む。）

- 3 例えば次に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく退職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

(1) 直前において地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた職員に対し、その退職が承認された場合

(2) その者からの退職の申出前又は退職の申出後退職の承認前に、市町村等においてその者に懲戒処分に付することにつき相当の事由があると思料するに至った場合であって、その後地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分を付した上でその退職が承認されたとき。

- 4 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないものとする。

第4条（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）関係

- 1 例えば第3条関係第2項第1号又は第2号に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく退職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

- 2 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、第3条関係第3項に定めるところによる。

- 3 条例第4条第2項の適用については、次に定めるところによる。

(1) 「定年に達する日」の計算方法は、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）の定めるところによる。

(2) 「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該

当する者を除く。)」とは、次に掲げる者のうち、その者の都合により退職した者をいう。

ア 定年に達した日以後定年退職日の前日までの間において、その者の非違によることなく退職した者

イ 地方公務員法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者

ウ 令和 3 年地方公務員法改正法附則第 3 条第 5 項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第 6 項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者

エ イ又はウに掲げる規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後その者の非違によることなく退職した者

(3) 条例第 4 条第 2 項の規定は、令和 3 年地方公務員法改正法附則第 3 条第 5 項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第 6 項の規定により延長された期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者に対しても適用されるものとする。

(4) 例えば第 3 条関係第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合には、その者の非違によることなく退職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

第 5 条（整理退職等の場合の退職手当の基本額）関係

1 例えば第 3 条関係第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく退職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

2 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、第 3 条関係第 3 項に定めるところによる。

3 条例第 5 条第 2 項の適用については、第 4 条関係第 5 項に定めるところによる。

第 5 条の 2（給料月額が減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）関係

1 「給料月額が減額改定」には、職員が引き続いて職員以外の地方公務員、国家公務員、特定一般地方独立行政法人等職員（条例第 9 条第 5 項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下同じ。）その他職員以外のもの（以下「他の地方公務員等」という。）となり再び職員となった場合において、当該他の地方公務員等としての在職期間中に給料月額が減額改定が行われたことにより再び職員となったときの給料月額が先の職員として受けていた給料月額より少なくなった場合を含むものとする。

2 「給料月額が減額されたことがある場合」とは、職員として受ける給料月額が減

額されたことがある場合をいい、例えば次に掲げる場合はこれに該当しない。

- (1) 他の地方公務員等としての在職期間においてその者の本給（給料月額に相当するものをいう。次号において同じ。）が減額された場合
- (2) 他の地方公務員等（組合構成団体を除く、以下この号において同じ。）から職員となった場合において、他の地方公務員等を退職した際に受けていた本給より当該退職に引き続いて職員となった際に受けていた給料月額が少ない場合
- 3 「給料月額の減額改定以外の理由」には、職員がその者の給料表の適用を異にして異動した場合において、当該異動後に受けていたその者の給料月額が異動前に受けていたその者の給料月額より少ない場合を含む。

第5条の3（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）関係

- 1 「定年に達する日」の計算方法は、第4条関係第5項に定めるところによる。
- 2 「定年に達する日から6月」の計算方法は、民法第143条の規定を準用するものとする。
- 3 「退職の日におけるその者の年齢」の単位は、年齢のとなえ方に関する法律（昭和24年法律第96号）第1項の定めるところによる。
- 4 条例第5条の3の規定は、定年前に早期退職する者に対する特例について定める趣旨のものであるから、例えば地方公務員法第28条の6第4項に規定する者など定年制の適用を受けない者に対しては適用されない。

第7条の4（退職手当の調整額）関係

- 1 条例第7条の4第1項に規定する「その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間」には、次に掲げる期間は含まれない。
 - (1) 給与条例等の規定により、職員が勤務しない場合において給与を減額された期間
 - (2) 休暇を与えられた期間
 - (3) 前2号に規定する期間に相当する期間
- 2 他の地方公務員等（組合構成団体を除く）から職員となった場合において、他の地方公務員等の職員であった期間の条例第7条の4第1項に規定する調整額は適用しない。

第16条（定義）関係

本条第1号に規定する「その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受けない職員が、他の法令の規定により地方公務員法第29条の規定に実質的に該当する場合をいう。

第17条（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）関係

- 1 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。
- 2 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、本条第1項に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。この場合、組合市町村の懲戒免職等処分実施機関から組合長へ報告する内容には、第17条第1項に列挙されている事項とは別に、以下のいずれに該当するかの判断についても報告する。なお、公務に対する住民の信頼に及ぼす影響に留意して慎重な検討を行うものとする。
 - (1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - (2) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにある場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - (3) 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - (4) 過失（重過失を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- 3 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が特別職若しくは管理職の職員であるとき又は占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、本条第1項に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。
- 4 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、本条第1項に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。
- 5 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減軽又は加重することを検討すること等により、本条第1項に規定する「当該非違に至った経緯」を勘案することとする。
- 6 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合には処分を減軽することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等により、本条第1項に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。
- 7 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとするこ

とを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、本条第1項に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。

- 8 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分を行う場合の支給額は、当分の間、通常の場合の一般の退職手当等の支給額の2分の1以下の額を原則とする。
- 9 懲戒免職処分を受けて退職した者に対して、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行う場合において、当該退職した者が懲戒免職処分について人事委員会に審査請求を行っているとき、又は、裁判所に処分を不服として訴えを提起しているときは、当該処分を保留することができるものとする。

第18条（退職手当の支払の差止め）関係

- 1 本条に規定する支払差止処分を行うに当たっては、公務に対する住民の信頼確保の要請と退職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。
- 2 本条第2項第1号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が拘禁刑以上の刑に当たるものであるときをいう。
- 3 本条第6項の規定に基づき、支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を受けた者から当該支払差止処分の取消しの申立てがあった場合には、事情の変化の有無を速やかに確認しなければならない。
- 4 前号の場合において、取消しの申立てに理由がないと認める場合には、その旨及び当該認定に不服がある場合には行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求ができる旨を速やかに申立者に通知するものとする。
- 5 本条第7項ただし書に規定する「その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、支払差止処分を受けた者が現に勾留されているときなど、その者が起訴される可能性が極めて高いと認められるときをいう。
- 6 本条第10項に規定する「一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった」と認める場合とは、例えば次に掲げる場合をいう。
 - (1) 退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合又は大赦があった場合
 - (2) 退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分がなされた場合
 - (3) 退職をした者が、その者の逮捕の理由となった犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合

第 19 条（退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）関係

本条第 1 項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うにあたっては、当該処分を受ける者が第 17 条第 1 項各号に該当していた場合に同項の規定により受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとする。

第 20 条（退職をした者の退職手当の返納）関係

- 1 本条第 1 項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の定めるところによる。
- 2 本条第 1 項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第 17 条関係第 2 号から第 7 号までに規定する基準のほか、同項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 3 本条第 1 項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該退職をした者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。
- 4 当該一般の退職手当等の支払に際して源泉徴収した所得税及び住民税の額については、当該源泉徴収をした組合長が還付請求を行う。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じないが、当該退職をした者に対する納入告知の額からは減ずることとする。

第 21 条（遺族の退職手当の返納）関係

- 1 本条第 1 項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、地方自治法の定めるところによる。
- 2 本条第 1 項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第 17 条関係第 2 号から第 7 号までに規定する基準のほか、同項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 3 本条第 1 項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該遺族又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。
- 4 当該遺族が当該一般の退職手当等について納付した又は納付すべき相続税の額については、当該遺族が還付請求を行うことができる。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じない。

第 22 条（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）関係

- 1 本条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を行うに当たっては、当該処分を受けるべき者は非違を行った者ではないことを踏まえ、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用をするものとする。
- 2 本条第 1 項から第 5 項までの規定による一般の退職手当等に相当する額の納付の手続については、地方自治法の定めるところによる。
- 3 本条第 1 項から第 5 項までの規定による処分により納付を命ずる一般の退職手当等の額は、第 17 条関係第 2 号から第 7 号までに規定する基準のほか、次の第 4 項から第 8 項までを勘案して定める額とする。
- 4 本条において、当該一般の退職手当等の額には、源泉徴収された所得税額及び住民税額又はみなし相続財産とされて納入した若しくは納入すべき相続税額を含まないものとする。
- 5 本条第 6 項に規定する「当該退職手当の受給者の相続財産の額」を勘案するに当たっては、当該相続財産の額が当該一般の退職手当等の額よりも小さいときは、当該相続人の納付額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定めることとする。
- 6 相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続（包括遺贈を含む。）によって得た財産の価額に応じて按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定める。ただし、納付命令の時点で遺産分割がなされていない場合には、当該相続人が相続放棄をした場合を除き、民法の規定による相続分により按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定めることとする。
- 7 本条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が納付すべき額は、当該者が相続財産を取得したことにより納付した又は納付すべき相続税の額についての申立てを受け、当該税の額から、当該相続財産の額から当該一般の退職手当等の額を減じた額の相続であれば納付したであろう相続税の額を減じた額を控除して定めることとする。
- 8 本条第 6 項に規定する「当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けるべき者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることが困難であると認められる場合には、納付額を減免することができることとする。

第 24 条（審査会）関係

- 1 本条第 2 項に規定する神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当審査会（以下、「審査会」という。）の委員は、処分の公平性・統一性を図るため、弁護士等の外部委員を原則とする。
- 2 審査会における審議結果が、組合市町村の懲戒免職等処分実施機関の判断内容と異なる場合には、組合市町村長へ差し戻し再調整を依頼することとする。この場合

において、双方の調整がつかない場合には、審査会の決定を優先するものとする。

第 25 条（審査会への諮問）関係

- 1 本条各項の規定による審査会への諮問事項は、同条第 1 項又は第 2 項に該当する処分の処分案とする。
- 2 組合長は、審査会に対し、前項の処分案とともに、当該事案の内容及び処分案の理由を併せて提示するものとする。

その他

- 1 被処分者から組合に対して審査請求がなされた場合、組合長が必要と認めるときは、その者の属する（属していた）組合市町村の職員を組合職員として任命し、必要な調査等を行わせることができる。
- 2 本運用方針については、その他必要に応じて組合市町村と協議を行うことができる。

附 記

この運用方針は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 記

この運用方針の一部改正は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 記

この運用方針の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 17 条関係第 2 項及び第 18 条関係第 2 項の改正については、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。